

指定地域密着型介護（予防）サービス事業所への入所（居）に係る取扱いについて

2014.7.8時点

【趣旨】

介護保険法第78条の2第7項又は第115条の12第5項の規定に基づく地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所の指定にあたり、事業所の適正な運営を確保するため、入所（居）に必要な条件を定める。

【対象のサービス種類】

（介護予防）認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【指定の条件】

近江八幡市の介護保険被保険者となって1年以上経過した者のみ入所（居）することができるものとする。（ただし、特別な事由があると市が認める場合は別途対応とする。）

※本市の住所地特例施設に入所（居）中の他市被保険者が本市の対象のサービス種類の施設に入所（居）したい場合は、現在の保険者に相談すること。

【受付等の取扱い】

対象事業所は、入所（居）の利用申込み等があったときは次に定めるところにより取扱うものとする。

- （1）申込者の介護保険被保険者証及び申込者への聞き取りにより被保険者資格を確認すること。
- （2）申込者が本市の介護保険被保険者となって1年以上経過していない場合、申込者に対し入所（居）に係るサービス利用ができないことを説明する。
- （3）利用申込名簿を作成し、申込者が入所（居）を希望するときは申込日、住所、氏名、生年月日、転入日及び連絡先を記載する。
- （4）本市の介護保険被保険者となって1年を経過後、空床が生じた場合等、利用が可能となったとき申込者に連絡する。

【届出等】

対象事業所は、サービスの利用を開始又は中止しようとする者がいるとき、その利用を開始、又は中止しようとする日の7日前までに『近江八幡市指定地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス利用開始等届出書（別記様式）』を市に届け出るものとする。また、市は必要に応じて届出の内容について調査を行うことができる。